平成２４年（フ）第７２号
福島市本内字西河原28番地の２、住民票上の住所福島市八島町10番17号　アネックスⅡ101号
債務者　岩渕　國子
１　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１０４号
福井県丹生郡越前町気比庄第８号９番地　気比庄南団地Ａ棟301号室
債務者　新清　憲男
１　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
福井県越前市四郎丸町第55号１番地の５
債務者　佐藤　英子
１　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０８０号
東京都府中市白糸台２丁目31―３　ヒルフロントＷＥＳＴ
債務者　熊谷　英樹
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１３０号
東京都練馬区春日町３丁目34―16―403
債務者　豊田　優子（旧姓入村）
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１６１号
東京都荒川区東尾久３丁目５―15―204
債務者　加藤　義男
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１９５号
東京都品川区南品川２丁目15―22―305
債務者　大江　恵美
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１９７号
東京都板橋区小豆沢３丁目11―５―104
債務者　小口　和彦
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２４０号
埼玉県三郷市早稲田７丁目３―１―301
債務者　伊藤　　明
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２４３号
千葉県千葉市中央区神明町28―４―104
債務者　井澤　晴一
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２４４号
千葉県四街道市大日535　ＳＫマンションＡ―206
債務者　井澤　正幸
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２４５号
千葉県四街道市大日535　ＳＫマンションＡ―206
債務者　井澤美恵子
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２４８号
東京都世田谷区下馬６丁目15―10―105
債務者　杉田　明夫
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２５１号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷６丁目20―４―301
債務者　川人　　孟
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２５３号
東京都港区西麻布２丁目22―12―202
債務者　尾沼　豊美
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２５４号
東京都新宿区高田馬場４丁目16―２―203
債務者　朝倉　孝則
１　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部